

10 特別職の報酬などの状況(平成30年4月1日現在)

区分		給料月額など
給料	市長	933,000円
	副市長	780,000円
	教育長	702,000円
報酬	議長	482,000円
	副議長	429,000円
	議員	407,000円
期末手当	市長	(29年度支給割合)
		4.2月分
		4.2月分
	副市長	(29年度支給割合)
		4.0月分
		4.0月分
教育長	(算定方法)	(支給時期)
	給料月額×在職月数×40/100	任期ごと
	給料月額×在職月数×30/100	任期ごと

11 人口1万人当たりの職員数(平成30年4月1日現在)

行田市	68.5人	県内市平均	67.3人
-----	-------	-------	-------

※県内で人口1万人当たりの職員数が最も少ない市は51.0人、最も多い市は113.3人となっており、行田市は最少市から数え26番目に位置しています。

12 部門別職員数の状況(各年4月1日現在)

部門	区分		対前年増減数
	平成29年	平成30年	
一般行政部門	336人	339人	3人
特別行政部門(教育・消防)	178人	181人	3人
普通会計の計	514人	520人	6人
公営企業等会計部門(水道・下水道・その他)	39人	42人	3人
合計	553人	562人	9人

▶問い合わせ 人事課人事給与担当(内線208)

# 市職員の給与などを公表します

市職員の給与・職員数について、常に適正化を図っています。このたび、平均給料月額などを表にまとめましたのでお知らせします。

1 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(平成29年度末)	歳出額A	実質収支	人件費B	人件費率B/A
平成29年度	81,751人	千円 26,012,552	千円 1,209,957	千円 4,273,764	16.4%

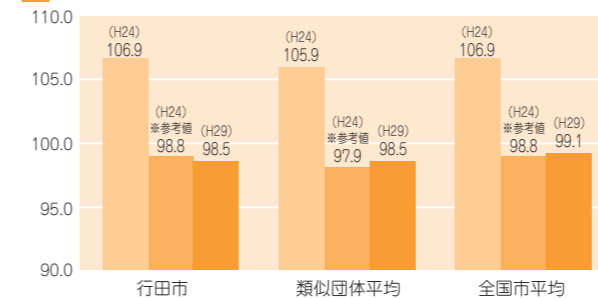
※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含みます。

2 職員給与費の状況

区分	職員数A	給与費				1人当たりの給与費B/A
		給料	職員手当	期末勤勉手当	計B	
平成30年度	(18人) 523人	千円 2,000,276	千円 463,059	千円 844,645	千円 3,307,980	千円 6.325

※職員数および給与費は一般会計当初予算に計上された額であり、水道事業、下水道事業、国民健康保険事業などの特別会計にかかるものは含みません。職員手当には退職手当を含みません。なお、( )は再任用短時間勤務職員に係る数値の外書きです。

3 ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。※参考値とは、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

4 職員の平均年齢、平均給料月額および平均給与月額の状況

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	39.8歳	311,294円	362,724円
埼玉県	42.9歳	326,439円	380,087円
国	43.6歳	330,531円	410,719円
類似団体	41.8歳	314,916円	350,795円

② 技能労務職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
行田市	56.0歳	352,700円	387,356円
埼玉県	55.3歳	350,983円	397,058円
国	50.6歳	286,833円	328,360円
類似団体	51.1歳	309,081円	326,053円

※一般行政職とは、税務職、医療技術職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職、教育職のいずれの職種にも属さないすべての職員をいいます。※平均給与月額は平均給料月額に扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当の毎月決まって支給される各手当の総支給額を各職種区分の職員数で割った額を加えたものであり、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

5 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区分	行田市	埼玉県	国
一般 大学卒	185,800円	185,800円	179,200円
行政職 高校卒	151,500円	151,500円	147,100円

6 職員の経験年数・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般 大学卒	278,475円	309,475円	355,000円
行政職 高校卒	—	—	—

※経験年数とは、採用後の年数をいいます。なお、高校卒は該当する職員がいません。

7 行政職の級別職員数の状況(平成30年4月1日現在)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主任	主査	主幹	課長副参事	次長	部長参事	
職員数	61人	129人	113人	79人	78人	54人	10人	13人	537人
構成比	11.4%	24.0%	21.0%	14.7%	14.5%	10.1%	1.9%	2.4%	100.0%

※市の給与条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数であり、労務職員を含みません。標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

8 期末手当・勤勉手当

行田市		国	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	2.60月分	期末手当	2.60月分
(1.45月分)		勤勉手当	1.80月分
		(0.85月分)	

(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級などによる加算措置	・役職加算 5~20%	職制上の段階、職務の級などによる加算措置	・管理職加算 10~25%

※( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

9 退職手当(平成30年4月1日現在)

行田市			国		
(支給率)	自己都合	勤続・定年	(支給率)	自己都合	勤続・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(3~45%加算)	

※国の定年前早期退職特例措置において、定年前1年以内の者については2%の加算となります。

## ～事業を営んでいる方へ～ 償却資産の申告が必要です

平成31年1月1日現在、市内に事業用資産を所有している方または貸し付けている方は、税務署への申告とは別に市に対しても償却資産の申告をする必要があります。また、事務所や店舗を借りて事業をしている方(テナント)は、自分の費用で施工した内装、造作、建築設備などを償却資産として申告してください。

資産に増減がない方、廃業、解散、他市町村への転出、支店の閉鎖などにより資産が無くなった方も、必ず申告をお願いします。

受付期間の後半は窓口が混雑しますので、早めに申告するようご協力をお願いします。

▶申告が必要な方

法人や個人で、工場、商店、飲食店、美容室、事務所、農業などを経営している方、アパートや駐車場などを貸し付けている方

▶申告の対象になるもの

事業のために用いることができる構築物、機械、器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもの

【償却資産の申告対象になるものの例】

アスファルト舗装、照明設備、看板、机・応接セット、レジスター、陳列ケース、厨房設備、乾燥機、受変電設備、動力運搬機、太陽光発電設備、先端設備等導入計画の認定を受けているものなど(詳しくは市ホームページを参照してください)

※自動車税・軽自動車税の対象になるものや、家屋として固定資産税の対象になるものは、償却資産の対象になりませんので、ご注意ください。

▶申告書受付期間

平成31年1月4日(金)～31日(木)

▶その他

平成30年度分の申告をしている方には、12月上旬に償却資産申告書を送りますので、同封の手引きを参考に申告してください。なお、新規に事業を開始した方は、税務課までご連絡いただくか、市ホームページから申告書をダウンロードして申告してください。

▶申告先・問い合わせ

同課資産税担当(内線233)

